平成２９年１月１９日

各　　位

公益社団法人神奈川県社会福祉士会
会　長　　山　下　　康

小田原市において生活保護担当職員が不適切なジャンパーを
着用した問題について(会長声明)

保護受給者の自立を支援する立場のケースワーカーが、支援を必要とする人たちを威圧・悪とするような「保護なめんな」等の文言を印刷したジャンパーを着用して、小田原市福祉事務所ケースワーカーが家庭訪問などをしていたことが１月１８日新聞等で報道されました。何と１０年前からとのことです。１０年間も問題にされなかったことも大きな衝撃ですが、人権感覚を疑う出来事です。

今回の出来事は、今から２３年前（１９９３年）の、いわゆる「福祉川柳」事件を思い起こさせます。この時も、現場の生活保護ケースワーカーたちが交流雑誌に、被保護者を侮辱するような内容の川柳を投稿発表し、それが明るみになって批判された事件です。
残念ながら、この２つの事件の根幹にあるものは同じであり、その後２０年以上かけて関係者が現場で、懸命に取り組んできたことは何だったのであろうかと肩を落とさざるを得ません。

しかし、今回の事件も、ケースワーカーの人権意識・行動の糾弾だけでは済まされない問題です。社会状況がめまぐるしく変化し、生活に困窮する人たちが増え続けていく中、公的支援を必要とするひと（被保護者）に対しての、ケースワーカーの配置基準、監査の強化、日々の訪問や面接対応、反社会的団体関係者とのかかわり、広がる多くの課題を抱えた非保護世帯への支援、重度の疾患・障がい等を抱えた被保護者への支援など、際限がないほどの仕事量と課題が山積している現状があります。その現状は、日々対応に追われ疲弊したケースワーカーの存在によって、支えられていることも忘れてはなりません。

しかし、支援を必要としている人たちが、自立し豊かな生活を行う事ができるように、真摯な支援を続けていくことは何よりも優先されなければならない課題です。

幾度も同じような過ちが繰り返されていることを踏まえ、生活保護制度そのものの見直しも急務となります。生活保護制度は日本の社会保障制度の根幹でありますが、制度が作られて半世紀が経過する中、たとえば世帯単位の原則や、扶助の在り方など現代の社会に合った形の制度設計が求められています。制度の改革にも全力を注いでいかなければ何も変わっていきません。

今回の事件を受けて、私たち神奈川県社会福祉士会は、様々な意味で重く受け止め、「社会福祉士の倫理綱領」に沿って、適切な支援がおこなわれるよう関係各所に働きかけていく所存です。